

令和6年度小学生向け民間事業者を活用した課外学習支援事業（寺子屋ちゅうおう）  
事業者募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和6年度小学生向け民間事業者を活用した課外学習支援事業（寺子屋ちゅうおう）

2 事業内容に関する事項

(1) 事業目的

本事業は、教育環境の充実をはかるため、塾等の事業者が公共施設等を活用した課外学習支援を実施することで、小学生の習熟度に応じた学力向上を目的とする。また、利用者に対しては塾代負担の軽減等のメリットを提供し、経済的に困難を抱える家庭の生徒であっても民間事業者のノウハウを活用した放課後の学びの機会を得られるようにする。

(2) 基本条件・実施方針

本事業は、小学生の習熟度に応じた学力向上を目的とするため、受講者の習熟度に合わせた少人数制個別指導（講師1人に対し生徒5人以下を基準）とし、各受講者に柔軟に対応するものとする。

1人あたりの受講料は、月額上限10,000円（教材費を含む）とし（「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されるバウチャー（クーポン券）を代用可能）、受講者の塾代負担の軽減を図るものとする。

受講者から事業者が徴収する1人あたり受講料月額上限10,000円（教材費を含む）（「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されるバウチャー（クーポン券）を代用可能）は、全額、事業者の収入とする。

本事業の実施場所は、本市が指定する場所（大阪市立中央会館、ただしオンラインによる場合を除く）とし、会場使用料は免除とする。なお、事業者の使用物品の保管は行わない。

中央区役所は、実施場所の提供（オンラインによる場合を除く）、中央区役所の広報紙「広報ちゅうおう」（1回以上）・中央区役所ホームページへの情報掲載（1回以上）、区内のチラシの配布（1回以上）を行い、事業者は、受講料収入の範囲内で内容を構築し、本事業を実施するものとする。

開講開始時期は、原則として令和6年12月とする。

事業者は、令和7年度も継続して受講する受講者の情報を集約し、個人情報の保護に留意のうえ、中央区役所に引き継ぐものとする。

(3) 事業の範囲

本事業は、中央区役所と事業者間で協定書を締結し実施する。

中央区役所は、実施場所の提供（オンラインによる場合を除く）と広報、事業者は受講料収入の範囲内で課外学習支援にかかる運営費及び広報印刷費を支出する形態とする。

具体的には協定書および協定書細則を参照すること。

(4) 締結期間

令和6年12月1日～令和7年3月31日

### 3 協定に関する事項

#### (1) 協定の方法

別紙協定書に基づき、協定を締結する。実施内容は本市と協議のうえ、協定書及び企画提案書に基づき決定する。

協定の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、協定締結をしないことがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### (2) 協定書案

別紙協定書(案)参照

### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当し、中央区役所の参加資格審査において、その資格を有すると認められた者は、本プロポーザルに参加することができる。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと

企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)及びその利益となる活動を行うもの、その他暴力団との関係が認められ事業受託者として不相当と認められる場合に該当しないこと。

経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、否定することを目的とした団体でないこと。

その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

大阪市内に事業所を有する者にあつては、市税に係る徴収金を完納していること。

府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

府の区域内に事業所を有しないものにあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

消費税及び地方消費税を完納していること。

法人格を有しない場合は、権利能力なき社団としての要件を満たしていること。

企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていること、又は契約時まで登録することができる見込みであること。

### 5 スケジュール

・公募開始	令和6年	9月2日(月)
・公募型プロポーザル説明会		9月17日(火)
・質問受付締切		9月17日(火)
・質問に対する回答		9月24日(火)
・参加申出関係書類の提出期限		9月27日(金)
・参加資格決定通知発送		10月1日(火)
・企画提案書の提出期限		10月11日(金)

・プレゼンテーション審査	10月下旬～11月上旬
・選定結果通知	11月下旬
・協定締結日	12月1日(日)
・事業完了	令和7年 3月31日(月)

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 書類の配布について

募集要項、公募型プロポーザル参加申出関係書類について、次のとおり配布を行う。  
なお、中央区役所ホームページからもダウンロードできる。

#### 配布期間

令和6年9月2日(月)から令和6年9月27日(金)まで  
(土、日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで)

#### 配布場所

大阪市中央区久太郎町1-2-27  
大阪市中央区役所市民協働課市民活動支援・教育グループ(5階53番窓口)

### (2) 公募型プロポーザル説明会について

申請予定者のうち希望する団体に対して、次のとおり説明会を開催する。

#### 開催日時

令和6年9月17日(火)午後2時00分から

#### 開催場所

大阪市中央区役所7階会議室

#### 受付時間

午後1時45分から

#### 参加申込

説明会に参加を希望する団体は、公募型プロポーザル説明会参加申込書(別紙2)にて団体名称、参加者氏名、担当者連絡先等を明記のうえ、令和6年9月2日(月)から9月11日(水)までに(土、日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで)持参、EメールまたはFAXで、中央区役所市民協働課市民活動支援・教育グループあて申し込むこと。(FAXの場合は問い合わせ先まで事前に入電すること。)

【送信先】Eメール：[te0015@city.osaka.lg.jp](mailto:te0015@city.osaka.lg.jp)

FAX：06-6264-8283

#### その他

参加人数は、1団体2名までとする。

### (3) 質問事項について

#### 受付方法

質問がある場合は、中央区役所市民協働課市民活動支援・教育グループまで質問票(別紙3)により持参、EメールまたはFAXにて受け付ける。また、公募型プロポーザル説明会においても質問を受け付ける。

【送信先】Eメール：[te0015@city.osaka.lg.jp](mailto:te0015@city.osaka.lg.jp)

FAX：06-6264-8283

#### 受付期間

令和6年9月2日(月)から9月17日(火)まで  
(土、日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで)  
締切以降の質問は受け付けない。

#### 回答方法

令和6年9月24日(火)以降に中央区役所ホームページに掲載する。(質問がない場合は掲載しない。)

ホームページに掲載した回答に対する再質問は受け付けないものとする。

#### (4) 公募型プロポーザル参加申請書類の提出について

##### 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申請書(別紙4-1または別紙4-2)
- イ 法人の登記簿謄本または登記事項証明書(提出日前3か月以内に発行、写し可)  
若しくは定款または定款に類する規定及び役員名簿(写し可)
- ウ 法人・団体の概要(様式は任意)
- エ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書、または、確定申告書
- オ 印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行、写し不可)
- カ 使用印鑑届(別紙5)
- キ 申出内容誓約書(別紙6)
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書(提出日前3か月以内に発行、写し可。税務署の様式その3又はその3の3様式[法人]若しくはその3の2様式[個人])  
なお、非課税の場合は、その旨を記載した理由書
- ケ 市町村民税並びに固定資産税の納税証明書(提出日前3か月以内に発行、写し可) なお、非課税の場合は、その旨を記載した理由書
- コ 大阪府の府税事務所発行の府税(全税目)の納税証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの、写し可)  
大阪府に事業所を有しない場合は本店所在地管轄の都道府県税事務所が発行する直近1か年の納税証明書(全税目)(全項目の証明様式がない場合、「法人事業税・法人(都道府県)民税」、「個人事業税」の証明で可)  
非課税の場合は、その旨を記載した理由書

なお、令和4年、5年、6年度大阪市入札参加資格有資格者名簿に登録されている者は、イ、エ、オ、ク、ケ、コを省略できるものとする。

##### 受付期間

令和6年9月11日(水)から令和6年9月27日(金)まで  
(土、日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで)

##### 提出部数

1部

##### 提出場所

大阪市中央区役所市民協働課市民活動支援・教育グループ(5階53番窓口)まで持参すること。(送付不可)

#### (5) 参加資格決定について

公募型プロポーザルへの参加を指名するものについては、参加資格決定通知書を交付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付する。

(令和6年10月1日(火)発送予定)

#### (6) 企画提案書(別紙7)の提出について

##### 提案について

提案は1案のみとし、様式については原則として指定のA4版とするが、指定された様式に記載の項目を全て充足している場合は、別様式での提出も可とする。

企画提案書類必須記載項目は、以下のとおりとする。

1. 目標及び学習指導の具体的内容について
2. 効果について
3. 事業実施体制(事業実施スケジュール等も含む)
4. 危機管理体制(安全管理・個人情報保護)について
5. 過去5年の類似事業・実績
6. 経費内訳書

##### 受付期間

令和6年10月1日(火)から10月11日(金)まで

(土、日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで)

##### 提出部数

11部(正1部、副10部 副は複写可)

ただし、企画提案者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、企画提案者が推定できる記載は行わないこと。

##### 提出場所

大阪市中央区役所市民協働課市民活動支援・教育グループ(5階53番窓口)まで持参すること。(送付不可)

## 7 プレゼンテーション審査について

開催日時 令和6年10月下旬～11月上旬

開催場所 大阪市中央区役所会議室

開催日時等詳細は、参加資格決定通知書にて  
(令和6年10月1日(火)付けで発送する)

実施方法 企画提案書をもとに、プレゼンテーションを行う。

## 8 審査・選定について

選定基準、審査・選定方法は次のとおりとする。

### (1) 選定基準

審査は、以下の視点に基づき、選定する。

目標および事業内容 【25点】	本事業の趣旨及び事業目的を達成するための適切な目標を立てているか。目標に沿った事業内容となっているか。
効果 【25点】	提案された効果測定が適切であるか。また提案内容が、中央区の特性をふまえ、小学生の習熟度に応じた学力向上に効果が見込めるものとなっているか。
実施体制 【25点】	実施可能な方法、計画、スケジュールで企画され、提案内容を確実に遂行できる組織体制と運営基盤があるか。
危機管理体制 【10点】	緊急事態を含む安全管理の体制が適切に計画されているか。 個人情報取り扱いについて、適切かつ安全に管理できる体制であるか。
類似事業の実績 【10点】	類似した事業実績があるか。
経費の妥当性 【5点】	効率的で妥当な経費により提案されているか。

### (2) 審査・選定方法

本企画提案の審査については、令和6年度小学生向け民間事業者を活用した課外学習支援事業（寺子屋ちゅうおう）にかかる中央区業者選定会議で行い、その意見を受けて選定する。

選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は【目標および事業内容】【効果】【実施体制】の合計得点が高い方とする。また、合計点数が満点の50%に達しない事業者は受託者として選定しないこととする。

### (3) 欠格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

提出書類に虚偽の記載を行うこと。

その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (4) 選定結果

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、中央区役所ホームページに掲載する。

## 9 その他

### (1) 事業内容

事業内容は、協定書及び企画提案書に基づき、中央区役所と事業者で協議のうえ決定する。

中央区役所は、必要に応じて事業実施における助言を行う。

### (2) 事業の検査・確認

本市は、事業内容や経費、個人情報保護に関して、必要に応じて（場合により事業終了後も）事務所などに立ち入り検査やヒアリングを実施する場合がある。

### (3) 提案に要する費用、条件等

企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

すべての企画提案書類は、返却しない。

提出された企画提案書類は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

期限後の提出、差し替えは認めない。

## 10 担当・問い合わせ先

〒541-8518

大阪府中央区久太郎町1-2-27

大阪府中央区役所市民協働課市民活動支援・教育グループ

担当：榊原・藤原・紀ノ岡

電話(06)6267-9743      F A X (06)6264-8283